



## 木造住宅「耐震化支援」事業補助金

市では、地震による建物被害を軽減し、災害に強いまちづくりを推進するため、木造住宅の耐震診断や耐震改修工事または除却工事にかかる費用の一部を補助します。

### 木造住宅の耐震診断 ～耐震性が気になる人～

**対象** (次のすべてに該当)

- ・市内に所在する個人所有の一戸建て
- ・現に居住しているか、居住することが確定（併用住宅も対象）
- ・昭和56年5月31日以前に着工
- ・壁・柱・床・屋根、その他の主要部分が木造

**診断内容** ①現地調査、②耐震診断、③診断報告書の作成（補強アドバイスを含む）

※主に内外観や図面の確認で診断を行います

**募集戸数** 5戸（先着順）

**受付期間** 4月1日(火)～11月28日(金)

**補助金額** 診断費用の全額補助

延床面積	診断に要する費用	市補助額	自己負担額
70㎡以下	70,000円	70,000円	0円
70㎡超～175㎡以下	80,000円	80,000円	
175㎡超～	100,000円	100,000円	

### 木造住宅の耐震改修 ～改修を検討している人～

**対象** (次のすべてに該当)

- ・市の補助する耐震診断の評点結果が1.0未満
- ・現在居住しているか、居住することが確定

**対象費用**

- ・耐震改修工事の費用（工事に必要な壁などの撤去・復旧などの費用を含む）
- ・設計・工事監理に要する費用

※耐震診断の評点が1.0以上になる耐震改修工事で、市に登録のある診断士が設計、工事監理を行う工事が対象。リフォーム工事などの費用は対象外

**補助金額**

耐震改修に要する費用の1/2（上限140万円）

**募集戸数** 1戸（先着順）

**受付期間** 4月1日(火)～10月31日(金)

### 木造住宅の除却 ～除却を検討している人～

**対象** (次のすべてに該当)

- ・昭和56年5月31日以前に着工
- ・市の補助する耐震診断の評点結果が1.0未満または簡易耐震診断の結果が7点以下
- ・現に居住している住宅を除却し、建替えまたは住替えを行う、もしくは、取得した住宅を除却し、現地建替えを行う

**対象費用** 除却工事の費用

※建設業許可又は解体業登録を受けている市内業者または個人事業主が施工する工事が対象

**補助金額**

除却工事に要する費用の1/3（上限30万円）

**募集戸数** 7戸（先着順）

**受付期間** 4月1日(火)～11月28日(金)

※各事業の申請は、都市計画課、大和・塩沢市民センターで申請してください

## 高齢者・障がい者向け住宅整備費補助金

高齢者や障がい者が自宅で安心して暮らせるように、住宅を改造する費用の一部を補助します。

**対象者** 市内に住所がある高齢者か障がい者（世帯員の前年収入合計額が600万円未満で、全員が市税の滞納がないこと）

- ・**高齢者** おおむね65歳以上で、要介護か要支援認定を受けている
- ・**障がい者** 身体障害者手帳1級・2級か療育手帳「A」を持つ

**補助金額** (対象工事費の上限金額30万円)

- ・所得税非課税世帯：対象工事費の75%
- ・所得税課税世帯：対象工事費の50%

※1世帯1回のみ。予算に達し次第、受付終了

**対象工事** 対象者か親族が所有し、対象者が居住している住宅で、令和7年度内に完了する、対象者の身体状況に適したものに改造する次の工事

- ・玄関、廊下、居室、浴室、トイレなどの改造
- ・段差解消機、階段昇降機、ホームエレベーターの設置

※すでに着工している場合や、新築・建て替えは対象外（介護保険や障がい者の制度が優先）

**必要書類** 申請書（介護高齢課に用意）、内訳のわかる工事見積書、工事図面、着手前写真など

※詳しくは、お問い合わせください